

函館市防災会議「地震・津波災害対策専門委員」設置要綱

(設置)

第1条 函館市防災会議条例（昭和38年函館市条例第25号）第4条の規定に基づき、函館市防災会議（以下「防災会議」という。）に地震・津波災害対策を検討するための専門委員（以下「震災対策専門委員」という。）を置く。

(委員の職務)

第2条 震災対策専門委員の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地震・津波の災害想定等に関する調査および研究
- (2) 函館市地域防災計画の見直しに関する助言
- (3) 防災会議への意見具申

(委員の任命および任期)

第3条 震災対策専門委員は、地震・津波災害対策を検討するため、その専門分野に識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 震災対策専門委員の任期は、地震・津波災害対策の調査が終了したときまでとする。

(委員の会議)

第4条 市長は、必要に応じて震災対策専門委員の会議（以下「震災対策専門委員会議」という。）を開催することができる。

2 市長は、必要に応じて震災対策専門委員会議に関係者の出席を求めて意見および説明を聴くことができる。

(座長)

第5条 震災対策専門委員会議に、委員のうちから市長が指名する座長を置く。

2 座長は、震災対策専門委員会議の議長となり会務を統括する。

3 座長に事故ある時は、市長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 震災対策専門委員の庶務は、函館市総務部において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、震災対策専門委員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。